

答 申

1 審査会の結論

諮問第170号案件「請求人に関する戸籍の申請書」の個人情報開示決定処分について、部分開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件の審査請求は、令和6年1月29日付で審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第77条第1項に基づき、請求人が行った「私に関する戸籍及び住民票の申請書」の個人情報開示請求（令和5年度受付第180号。以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が令和6年1月26日付で行った開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、全ての不開示部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が審査請求書によって主張する審査請求の理由は、「職務上請求時の令和5年3月27日には、当該弁護士は事件の依頼を受けていないと思われることから、申請が不正であると考えているため」である。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、不開示とした本件審査請求に係る部分（以下「本件不開示部分」という。）につき、法第78条第1項第3号イに該当するとして本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

(1) 法第78条第1項では「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と定めており、保有個人情報の開示を原則としている。

(2) しかしながら、同項第3号は、例外的に不開示とする保有個人情報として「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。また、同号ただし書では、例外的に不開示とする保有個人情報として、当該不開示情報のうち、「イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位

その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

- (4) これらを本件処分についてみると、本件不開示部分における記載欄にはいずれも事件の種類、法的な手続の概要等が記載されているであろうと推測されるものである。これらの記載を開示することにより、訴訟提起前の時点で、訴訟を予定している案件の名称等が相手方の知るところになれば、当該事件に係る弁護士業務の遂行に支障をきたすおそれがあることから、当該記載事項は法第78条第1項第3号イの不開示情報に該当する。
- (5) なお、「職務上請求時の令和5年3月27日には、当該弁護士は事件の依頼を受けていないと思われることから、申請が不正であると考えられる」等の請求人の主張は、実施機関としては不知である。また、不正に取得されたとする明確な証拠資料の提出がなく、現実には不正取得が行われ、人の生命、健康、生活または財産を保護するために開示することが必要であると認められる確たる証拠を得られていないこと、法第78条第1項第3号には、虚偽の申告を行った可能性が高い場合に開示とする規定を定めていないことから、例外的に開示できる情報として同号ただし書に規定している「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」には該当しない。
- (6) 以上のことから、本件処分は法に基づき適正に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「令和5年3月27日に発行された私の戸籍全部事項証明と住民票に関するして提出された申請書及び付属書類」との記載があり、実施機関は、戸籍及び住民票に関する請求書の計2件を対象文書としている。審査請求書によると、請求人は開示決定通知書別紙の1(1)「戸籍謄本等職務上請求書(令和5年3月27日付)」及び(2)「住民票の写し等職務上請求書(令和5年3月27日付)」に関する不開示部分の全てを開示することを求めている。

したがって、本件審査請求対象文書は、請求人に関する「戸籍謄本等職務上請求書(令和5年3月27日付)」及び「住民票の写し等職務上請求書(令和5年3月27日付)」と認められる。

(2) 法第78条第1項第3号イの該当性について

本件審査請求対象文書である、請求人に関する「戸籍謄本等職務上請求書(令和5年3月27日付)」及び「住民票の写し等職務上請求書(令和5年3月27日付)」に関して、当該交付請求は、戸籍法第10条の2第4項及び住民基本台帳法第12条の3第2項の規定に基づき、適正に請求されたものと認められる。

そして、法は、開示請求に係る保有個人情報等に「法人その他の団体(略)」に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であっ

て」、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が含まれている場合には、「法人等に関する情報」として、当該保有個人情報を開示とすることを定めている（法第78条第1項第3号イ）。

これを本件についてみると、本件審査請求対象文書のうち、本件不開示部分は、戸籍謄本等職務上請求書の「事件の種類、代理手続きの種類及び戸籍の記載事項の利用目的」欄の記載の部分及び住民票の写し等職務上請求書の「利用目的の内容」欄の記載の部分である。

当審査会において審査請求対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、弁護士が受任した事件及び業務の内容並びに戸籍の写し等の利用目的が具体的に記載されており、これらの内容が訴訟の相手方や関係者等の知るところになれば、当該事件等に係る弁護士業務の遂行に支障をきたすおそれがあり、ひいては当該弁護士の競争上の地位を害するおそれがあることから、当該欄に記載されている情報は法第78条第1項第3号イの不開示情報に該当すると認められる。

なお、法第78条第1項第3号は、法人等に関する情報であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」であれば、開示すべき旨、定めているが、本件不開示部分は、それらの開示すべき情報に該当するとは認められない。

よって、本件審査請求に係る保有個人情報を不開示とする判断は、妥当である。

以上により、当審査会は「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和6年7月31日	・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第170号）
令和7年11月6日	（令和7年度第7回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和8年1月28日	（令和8年度第9回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和8年3月24日	（答申第170号） ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 大林 啓吾

副会長 土田 伸也

委員 太田 航平

委員 白石 裕美子

委員 松村 武志